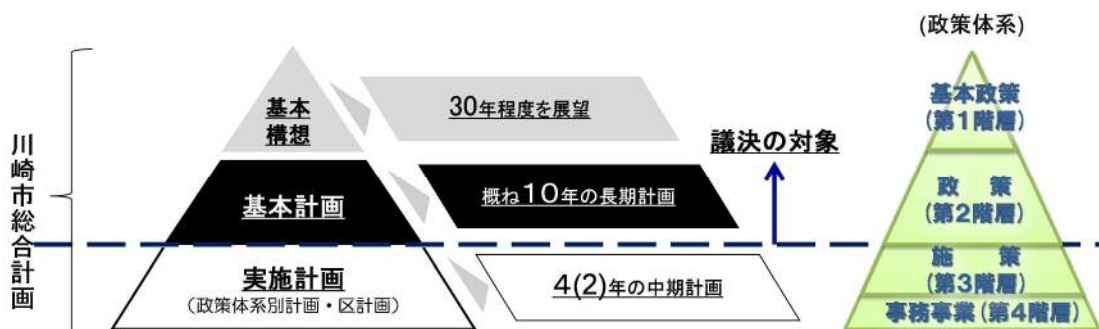


# 川崎市総合計画 第 2 期実施計画策定方針

川崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

平成 29（2017）年度は、第 1 期実施計画の最終年度となるため、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間を計画期間とする第 2 期実施計画の策定に向けて、次の方針に基づき、施策・事業等の検討、調整に取り組みます。



| 【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】 |                     |                     |                |                |                         |                |  |
|---------------------------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------|--|
|                           | 28年度<br>(2016)      | 29年度<br>(2017)      | 30年度<br>(2018) | 33年度<br>(2021) | 34年度<br>(2022)          | 37年度<br>(2025) |  |
| 基本構想                      | 川崎市 基本構想            |                     |                |                |                         |                |  |
|                           | 30年程度を展望            |                     |                |                |                         |                |  |
| 基本計画                      | 川崎市 基本計画            |                     |                |                |                         |                |  |
|                           | 平成28年度から概ね10年       |                     |                |                |                         |                |  |
| 実施計画                      | 第1期 実施計画<br>H28～H29 | 第2期 実施計画<br>H30～H33 |                |                | 第3期 実施計画(想定)<br>H34～H37 |                |  |

## 1 策定の趣旨

### (1) 第 1 期実施計画の取組と成果

- 誰もが安心して暮らすことができ、人も企業も活気にあふれ、市民一人ひとりが確かな「未来」を実感できる社会を創りあげるため、本市の将来像を示す総合計画を平成 27(2015)年度末に策定し、さらに具体的な目標を定めた「第 1 期実施計画」（計画期間：平成 28(2016)年度～平成 29(2017)年度）に基づいて、課題解決に向けた取組を着実に進めています。
- この間、小児医療費助成制度の充実、中学校完全給食の全校実施に向けた取組、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組など、誰もが幸せに暮らし続けるための心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」とともに、羽田空港と川崎を結ぶ羽田連絡道路の事業着手、わが国の成長をリードする世界最先端の研究機関や企業が集まるキングスカイフロント（殿町 3 丁目地区）の形成など、本市のポテンシャルを最大限に活かしつつ、成長分野の産業を振興し持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進め、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」に向けたまちづくりを進めて

きました。

- また、住宅や公共施設などの耐震化や地域防災力の強化など、災害への対応力を強化するとともに、市民満足度の高い市役所の構築に向けた質的改革の推進など、成長と成熟を支える都市や行政の基盤づくりについても着実に進めてきました。

## (2) 第1期実施計画からの継続した課題と新たな課題

- 一方、少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化など、第1期実施計画策定当初から直面している「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」や、待機児童の解消に向けた保育サービスの量の確保と質の向上、地域包括ケアシステムの考え方の地域全体での共有に向けた具体的な施策・事業の推進などの継続的な課題に対し、的確に対応する必要があります。
- さらに、熊本地震等の大規模自然災害の発生を契機とする都市としての災害対策の強化への要請や多様な働き方の実現をめざした社会全体の働き方改革に向けた機運の高まりなど、第1期実施計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題にも、いち早く対応する必要があります。

## (3) 本市の財政状況

- 新規及び継続的な課題に対し、さまざまな対応が求められている本市では、人口増などに支えられ市税収入は堅調に推移していますが、一方で、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増加などにより、扶助費は年々増加し、平成29(2017)年度予算額は1,759億円となっています。また、人件費が小・中学校等の県費負担教職員の市費移管により、1,502億円と大きく増加したことで、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は3,994億円となり、歳出予算に占める割合は56.3%となっています。

### 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移



- 厳しい社会経済状況においても、「必要な施策・事業の着実な推進」と、「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向けて、平成28(2016)年3月に「今後の財政運営の基本的な考え方」

を策定し、現在、これに沿った財政運営を行っているところですが、平成 29 年（2017）年度予算において、消費税率引上げの延期などの収支変動要因が生じています。

- ・ こうしたことなどによる収支不足については、市民生活に影響を及ぼさないよう、減債基金からの新規借入などによる対応が想定されますが、これはあくまでも臨時的な対応であることから、施策調整や事務事業の見直し等を行いながら、借入額の圧縮と可能な限り早期の返済に努めるなど、計画的な財政運営を行っていく必要があります。

#### **（４）未来に向けた重要な節目を意識した取組**

- ・ 今後、本市がさらに飛躍するチャンスとして、未来に向けた重要な節目が訪れます。特に、平成 32（2020）年に開催される「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」は、川崎が持つ魅力や多様性を世界に向けて発信する好機であり、この機を捉え、未来に継承し全市民で共有するオリンピックレガシーの創出を意識しながら、「かわさきパラムーブメント」の大きなうねりを生み出し、より良い社会への変革を促すことが重要です。
- ・ さらに、平成 36（2024）年の「市制 100 周年」という本市の歴史的な節目に向けて、市の発展に貢献した先人たちの歴史と伝統を振り返り、市民の絆を強め、一体感を高めるための機運を醸成していく必要があります。

#### **（５）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進**

- ・ さまざまな課題に挑戦しながら未来への展望を切り開いていくためには、行政と共に、市民、市民活動団体、町内会・自治会、民間事業者や大学等、多様な主体が協働・連携して地域課題を解決するしくみづくりが重要です。
- ・ これまで本市は、公共サービスの提供の担い手としての民間活力の活用や市民活動の充実をめざした協働の取組等を進めてきましたが、地域や社会的な課題の複雑化、担い手の多様化、市民意識の変化等の状況を踏まえつつ、多様な主体と行政が共に支える協働・連携のまちづくりを、今まで以上に推進していくことが求められています。
- ・ この多様な主体との協働・連携の取組を深めていくことで、相互に補完しあう相乗効果を生み出し、新しい事業モデル等の構築により新たな価値を創出するなど、課題解決を一層促す社会変革に繋げていく必要があります。

#### **（６）「150 万人都市かわさき」の一層の発展に向けた第 2 期実施計画の策定**

- ・ 第 2 期実施計画の策定に向けては、第 1 期実施計画期間の取組の成果を踏まえ、社会経済環境の変化に対応する計画的な行財政運営により、継続的な課題とともに新たな課題の解決にも果敢に挑戦し、多様な主体との協働・連携のもとで、飛躍に向けたチャンスを活かしていくことが必要です。このような課題認識のもとで、子どもたちの笑顔があふれ、元気な高齢者が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続けるような、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる「150 万人都市かわさき」の一層の発展に向けて、第 2 期実施計画を策定するものです。

## 2 実施計画の概要

---

### (1) 名称

- ・ 「川崎市総合計画 第2期実施計画」とします。

### (2) 計画期間

- ・ 平成 30(2018)年度から平成 33(2021)年度までの4年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討を進めます。

### (3) 構成

- ・ 概ね、以下の内容を記載する方向で策定を進めます。
  - ① 総論（計画の概要、本市を取り巻く状況、第2期実施計画の基本的な考え方、都市構造・交通体系など）
  - ② かわさき10年戦略（基本的な考え方、個別戦略の内容など）
  - ③ 実施計画（政策体系別計画、区計画など）
  - ④ 進行管理と評価（進行管理の概要、第1期実施計画中間評価結果など）
  - ⑤ その他（計画事業費及び政策体系図など）

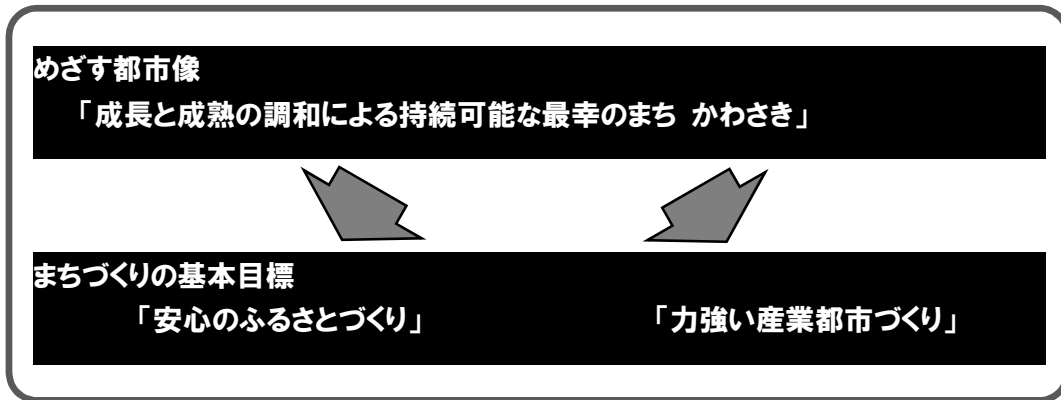
## 3 計画策定に向けた基本的な考え方

---

### (1) 「めざす都市像とまちづくりの基本目標」（基本構想）と「23の『政策』の基本方向」（基本計画）の実現をめざした市政運営の推進

- ・ 平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度までの2年間を計画期間とする第1期実施計画に基づき取組を進めてきましたが、計画推進の中で得られた課題や第1期実施計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化等については、今後も機動的な対応を行う必要があります。
- ・ 第2期実施計画では、第1期実施計画期間の取組の成果を踏まえながら課題や環境変化に的確に対応し、基本構想に位置づけた都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5つの基本政策に基づく23の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

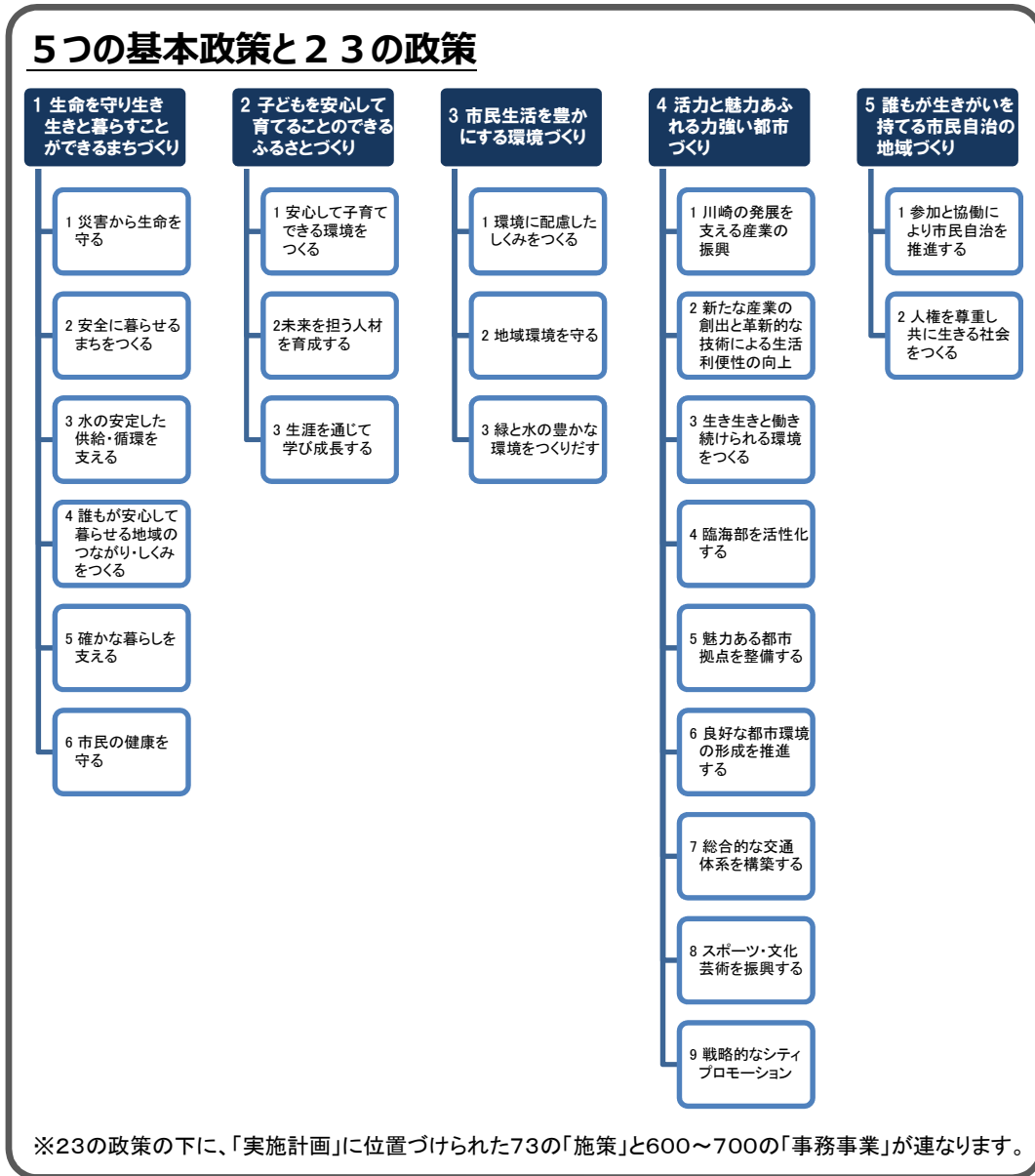
基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



基本構想

※「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

政策体系



基本計画



## (2) 「かわさき10年戦略」に基づく戦略的な取組の推進

- 総合計画における「かわさき10年戦略」は、基本構想や基本計画でめざすビジョンである「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を実現するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った7つの戦略により、実施計画における具体的な施策・事業を推進するための方向性を示したものです。
- この戦略は、実施計画のローリングにあわせて見直しを行うため、第2期実施計画においても、少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」に対し、本市のポテンシャルとチャンスを活用する視点を踏まえて、課題の解決に向けた取組を戦略ごとに焦点化しながら、目標達成に向けた具体的な取組として推進します。

### 中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ



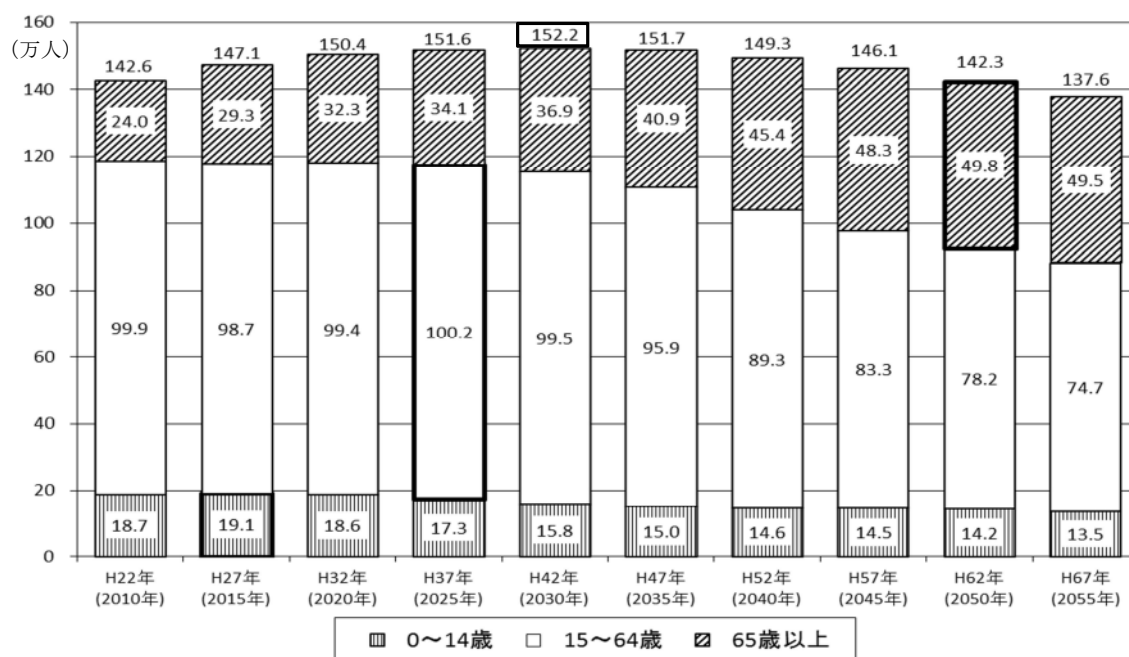
### 第1期実施計画での主な取組

- 戦略1 「みんなで守る強くなやかなまち」をめざす**  
 → 国土強靱化・地震防災戦略の推進、救急医療体制の強化 など
- 戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす**  
 → 待機児童対策の推進、中学校完全給食の実施、地域の寺子屋の推進 など
- 戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす**  
 → 総合的なケアの推進、健康寿命の延伸 など
- 戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす**  
 → 広域拠点・地域生活拠点等の形成、交通網の整備 など
- 戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす**  
 → イノベーションの促進、臨海部の活性化、水素戦略の推進 など
- 戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす**  
 → 「かわさきパラムーブメント」の推進、シティプロモーションの推進 など
- 戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす**  
 → 「行財政改革」の推進、健全な財政運営

### (3) 将来人口推計を踏まえた中長期的なまちづくりに向けた取組の推進

- ・ 総合計画の策定に向けて平成 26(2014)年 8 月に公表した「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計」では、平成 42(2030)年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27(2015)年、生産年齢人口のピークは平成 37(2025)年と推計されており、ピーク後は減少していくと見込まれていましたが、平成 29 年 4 月現在も、社会増を主な要因として、推計人口を超える人口増加が続いています。
- ・ 第 2 期実施計画の策定に向けては、前回推計以降の新たな大規模住居系開発の見込みや、合計特殊出生率の推移、年齢区分や区ごとの人口動態等を踏まえ、平成 27 年国勢調査結果を基準人口として、今後、改めて将来人口推計を行います。
- ・ 第 2 期実施計画では、今後行う将来人口推計の結果を踏まえて、引き続き見込まれる人口増や高齢化等への対応を図るとともに、将来的な人口減少への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組を推進します。

#### 川崎市の将来人口推計（平成 26 年 8 月時点）



### (4) 「施策」と「改革」の一体的な推進をめざした行財政改革第 2 期プログラムとの連携

- ・ 新たな行政課題への的確な対応に向けては、組織や職員一人ひとりが、従来の固定観念や既存概念を超えて、発想を転換し、各施策分野で、社会状況の著しい変化に対応した先駆的な取組に挑戦することで、「川崎モデル」と誇れる事業モデルを創出するなど、施策の効果を最大限に引き出すための創意工夫による課題解決手法等を検討する必要があります。
- ・ また、課題解決手法等の検討においては、予算や人員等の限られた経営資源を効果的に活用し、実効性の高い取組として構築していく視点が重要です。
- ・ 本市の行財政運営の現状を認識した上で、新たな行政課題に対し実現可能な方法でアプローチしていくためには、その解決に向けた「施策の推進」と、手法の工夫や経営資源の最適化に向けた「改革の推進」を一体的に検討し、取組による効果の相乗化を図るものとし、第 2 期実施計画と行財政改革第 2 期プログラム間の十分な連携を図ります。

## (5) 「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえた事業計画の調整

- ・ 総合計画に掲げる「施策・事業の着実な推進」と財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を財政運営の指針として計画策定を進めるとともに、消費税率引上げの延期などの社会経済環境の変化や、将来人口推計の結果等を新たな「収支フレーム」に反映します。
- ・ また、引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、人口減少への転換を見据えた中長期的視点に立ったまちづくりに向けて、効率的・効果的な事業執行のための工夫や財源確保等を行い、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、施策の優先度を判断しながら中長期的な視点での施策・事業の調整を図ります。

| 今後の財政運営の基本的な考え方 |   |
|-----------------|---|
| ①               | <b>効率的・効果的な事業執行の推進</b><br>民間活力のさらなる活用、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化、市内経済の活性化など税財源の充実に向けた取組 など |
| ②               | <b>財源確保に向けた取組の推進</b><br>市税等の債権確保策の強化、市有財産の有効活用 など   |
| ③               | <b>将来負担の抑制</b><br>市債残高の適正管理 など  |
| ④               | <b>「収支フレーム」に沿った財政運営</b>   |
| ⑤               | <b>財政運営の「取組目標」</b><br>継続的な収支の均衡、プライマリーバランスの安定的な黒字の確保、減債基金借入金の計画的な返済、財政指標による財政状況等の的確な把握      |
| ⑥               | <b>今後の予算計上（歳出）の考え方</b><br>歳出の性質等（投資的経費など）の特性に応じた施策・事業の調整 など                                 |
| ⑦               | <b>行財政改革の取組</b>   |

## (6) 進行管理と評価を踏まえた計画策定の推進

- ・ 総合計画では、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証するなど、評価に基づく進行管理を実施しています。
- ・ この進行管理の考え方に基づき、第2期実施計画の策定に当たっては、成果指標等を活用した施策評価及び事務事業評価（内部評価）や、第1期実施計画の中間評価（外部評価）の各評価結果を踏まえ、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化し、それらを着実に計画に反映していくことで、効率的・効果的な取組を構築します。

## (7) 地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めるための区計画の検討

- ・ 区役所は、少子高齢化の更なる進展や将来的な人口減少への転換などの社会状況の変化を踏まえつつ、身近な課題は身近なところで解決するという考え方に基づく地域に密着した行政機関として、これまで担ってきた行政サービスの提供に加えて、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たすことが求められます。
- ・ 第2期実施計画に向けては、地域包括ケアシステムの構築の推進など第1期実施計画期間中の取組を踏まえ、市民の暮らしに身近な区役所が、それぞれの地域が持つ魅力や特性を活かし、



市民・地域・行政など多様な主体の参加と協働による地域課題の解決に向けたまちづくりを進めるための区計画の策定に向けた検討を進めます。

#### **(8) 組織・分野横断的な視点による課題解決に向けた情報共有・連携の一層の強化**

- ・ 少子高齢化の更なる進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、多様化・増大化する市民ニーズや社会経済環境の変化に応じた新たな課題に対応していくためには、全庁が課題解決に向けた目的を共有し、相互に協力して政策を進めることが求められます。
- ・ 第2期実施計画の推進に向けては、前例やこれまでの制度、枠組みに捉われず、「オール市役所」で真に解決すべき課題に取り組み、市民の満足度を高めることができるように、現場感覚や市民側の視点に立った組織・分野横断的な連携・調整を行います。
- ・ また、区役所が総合的な視点から一層主体的に地域の課題を解決することができるように、局区間の情報共有の円滑化を図るとともに、区役所と局とが連携しながら、地域の特性・課題に応じた取組を推進します。
- ・ 総合計画と連携し、一定の政策分野を具体的に推進するための「分野横断計画」、「分野別計画」についても、第2期実施計画の趣旨に基づく必要な改定等に向けた連携・調整を進めます。

#### **(9) 「対話」と「現場主義」・「協働・連携」を踏まえた計画策定の推進**

- ・ 自治基本条例に掲げる自治運営の基本原則である「情報共有」、「参加」、「協働」に基づく市民自治の推進に向けて、素案策定時等の機会を捉えて、パブリックコメント手続により市民意見を集約するほか、出前説明会・市民説明会等を開催し、市民を含めた多様な主体との「対話」と「現場主義」に基づく計画策定を進めます。
- ・ 各施策・事業については、パブリックコメント手続や任意の市民意見募集のほか、各種アンケートや市長への手紙、区民車座集会、日常の市民等とのかかわりから得られた意見や、議会からの意見等を踏まえて、具体的な取組の検討を行います。
- ・ また、各施策・事業を推進するにあたっては、多様な主体との「協働・連携」により課題解決を図るなど、工夫した取組を検討します。

#### **(10) 職員の主体的な参画による計画策定に向けた推進体制の構築**

- ・ 職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への幅広い職員の参加も重要な視点であることから、各局区において、第2期実施計画の策定に向けた局区本部体制等を設置します。
- ・ 具体的には、第2期実施計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進し、本部長が本部員（各局区の局長等）を招集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総務企画局長が総括企画主管（各局区の企画担当部長等）又は企画主管（企画担当課長等）を招集して推進幹事会を開催するとともに、テーマ別の推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めます。
- ・ 各局区においては、それぞれ局本部、区本部を設置し、局本部においては所管事業の検討、区本部においては、区計画の検討を進めます。

## 4 計画策定までのスケジュール概要

---

当面、以下のスケジュールに基づき、第2期実施計画の策定に向けた取組を推進しますが、社会状況や国の制度改革等の動向に応じて、的確かつ機動的な対応を図ります。

|        |       |                           |
|--------|-------|---------------------------|
| 平成29年度 | 4月中旬  | 第2期実施計画策定方針の公表            |
|        | 5月中旬  | スプリングレビュー                 |
|        | 7月下旬  | サマーレビュー                   |
|        | 8月下旬  | 第2期実施計画「(仮) 基本的な考え方」策定・公表 |
|        | 11月下旬 | オータムレビュー                  |
|        | 11月下旬 | 第2期実施計画「素案」策定・公表          |
|        | 12月中  | 市民説明会、パブリックコメント手続の実施      |
|        | 2月上旬  | 第2期実施計画「計画(案)」策定・公表       |
|        | 3月下旬  | 第2期実施計画 策定・公表             |